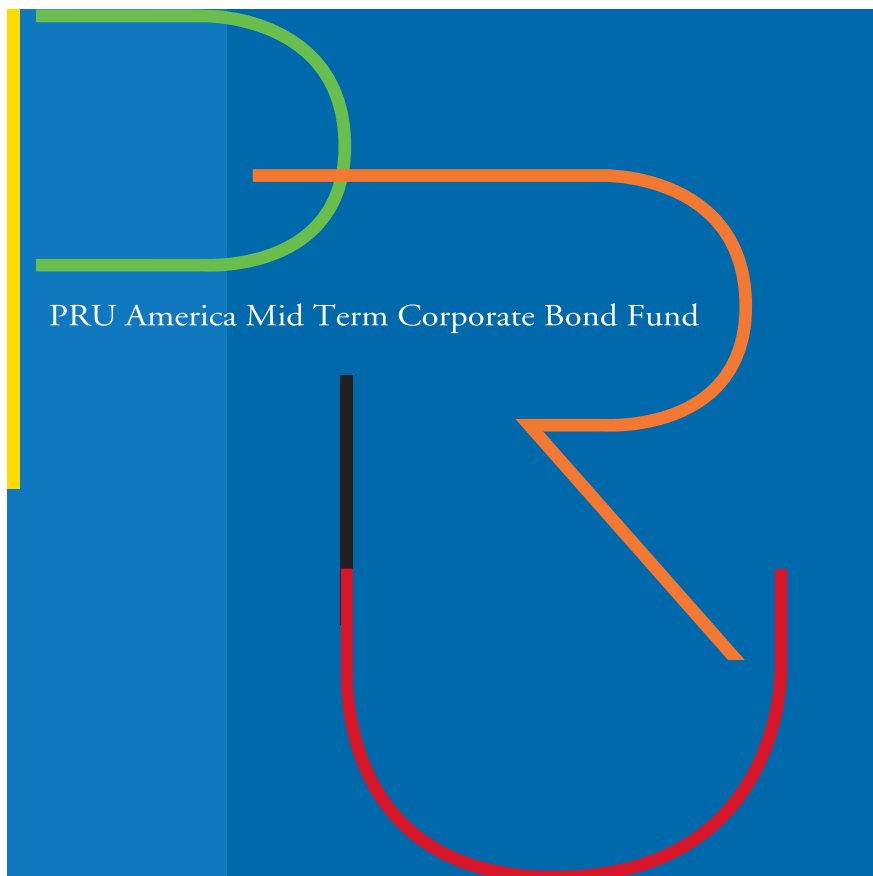


# PRUアメリカ中期社債ファンド

(為替ヘッジなし／毎月決算型)

追加型投信／海外／債券



- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- 本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。

## ファンドに関する照会先

PRUホットライン： 03-6832-7111

(受付時間：営業日の9:00～17:00 土日・祝休日、12月31日～1月3日は休業)

ホームページ： <http://www.pru.co.jp/>

## 委託会社[ファンドの運用の指図を行う者]

プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第392号

設立年月日 2006年4月19日

資本金 219百万円

運用する投資信託財産の合計純資産総額 469,737百万円

(資本金、運用純資産総額は2011年12月末現在)

## 受託会社[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

株式会社りそな銀行

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

## 商品分類及び属性区分

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券 社債))	年12回(毎月)	北米	ファミリー ファンド	なし

※上記の分類は、社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。

◆商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のインターネットホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

- この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「PRUアメリカ中期社債ファンド(為替ヘッジなし／毎月決算型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成23年8月19日に関東財務局長に提出しており、平成23年8月20日にその届出の効力が生じております。また同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成24年2月20日に関東財務局に提出しております。
- 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの投資信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、投資家からの請求により販売会社から交付されます。請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

※“Prudential Financial”および“ロックマーク(The Rock)”は、ザ・プルデンシャル・インシュアランス・カンパニー・オブ・アメリカ(本社:米国ニュージャージー州ニューアーク)およびその関連会社のサービスマークです。

※英国プルデンシャル社とはなんら関係はありません。

## ☑ ファンドの目的・特色

### ファンドの目的

「PRUアメリカ中期社債マザーファンド」への投資を通じて、主として米国の投資適格社債に投資し、米ドルベースでの安定した収益の確保を目指して運用を行います。

### ファンドの特色

1 「PRUアメリカ中期社債マザーファンド」への投資を通じて、主として米国の投資適格社債に投資します。

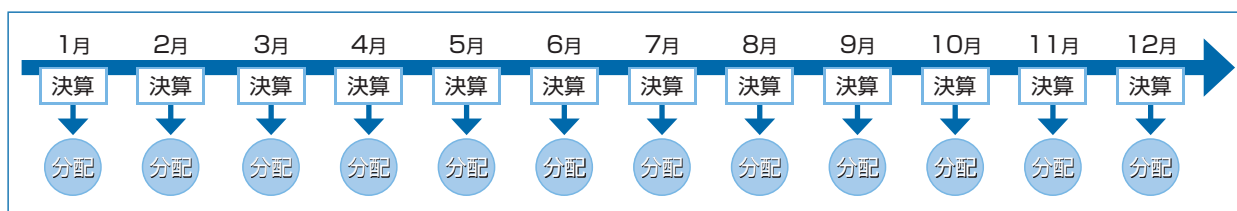
2 原則として、為替ヘッジは行いません。

3 原則、毎月20日に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

#### <分配方針>

- ・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入および売買益等の全額とします。
- ・ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

#### <収益分配のイメージ>

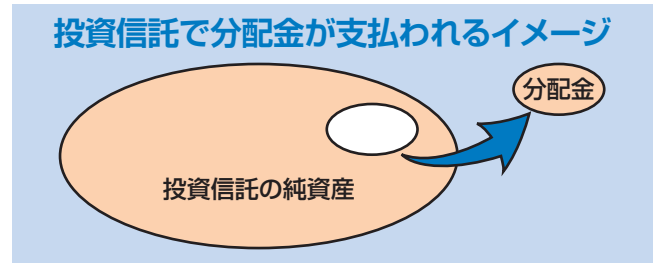


※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

# ☑ ファンドの目的・特色

## [収益分配金に関する留意事項]

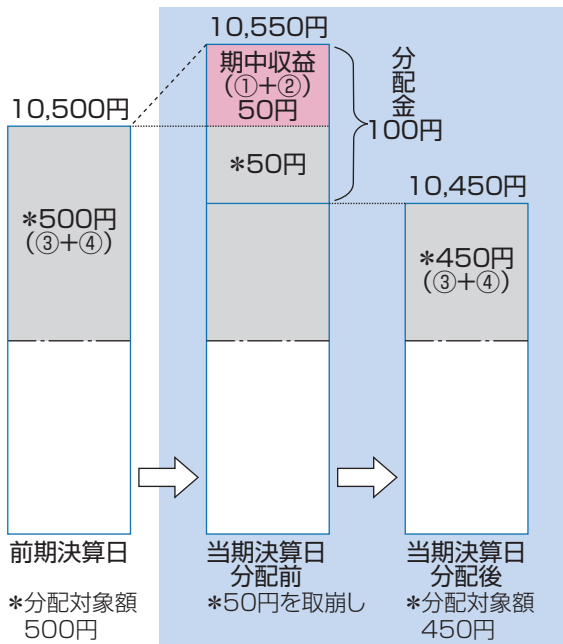
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



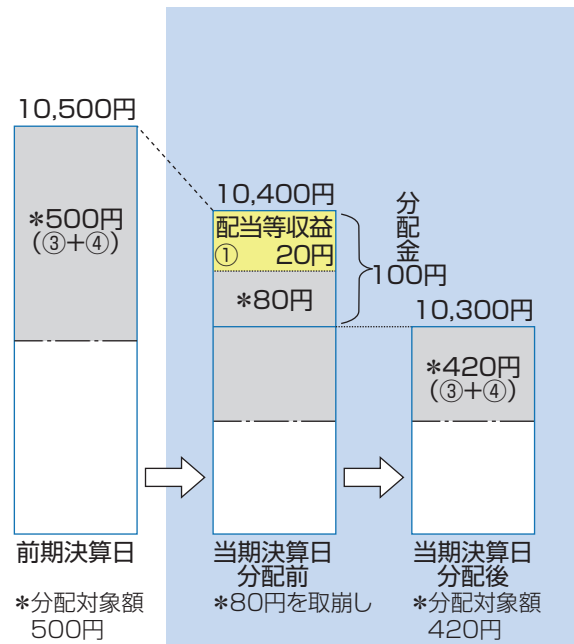
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。  
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算日から基準価額が上昇した場合



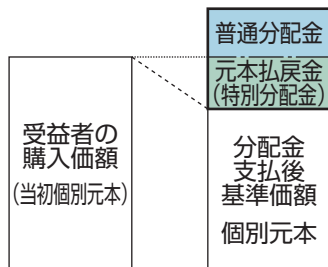
#### 前期決算日から基準価額が下落した場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。  
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

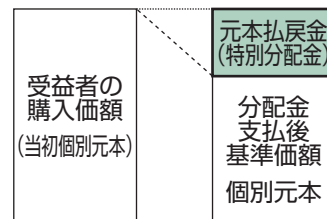
- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



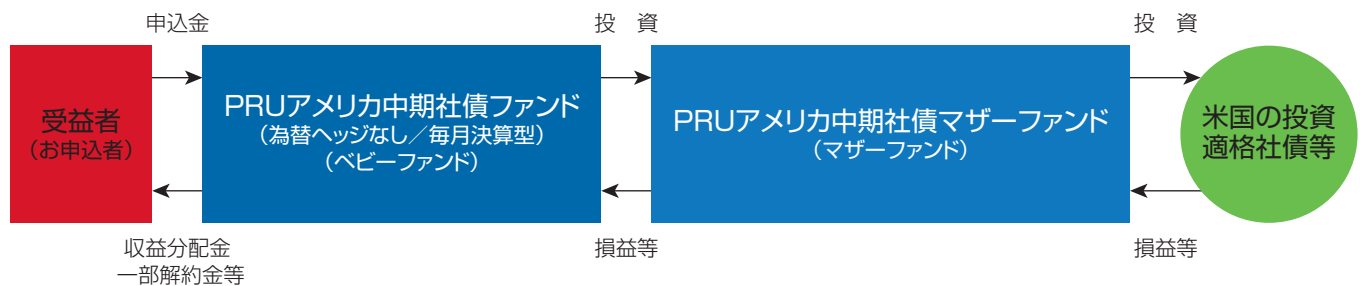
普通分配金: 個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。  
元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

## ☑ ファンドの目的・特色

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

- ファミリーファンド方式では、受益者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドで行います。
- マザーファンドの運用成果は、すべてベビーファンドに反映されます。



(注)自動けいぞく投資コースの場合、収益分配金(税控除後)は、原則として、自動的に再投資されます。

### 主な投資制限

- ・ 株式(転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。))の行使により取得した株券に限ります。)への実質投資割合は、ファンドの純資産総額の10%以下とします。
- ・ 外貨建資産への実質投資割合については制限を設けません。

# ☑ ファンドの目的・特色

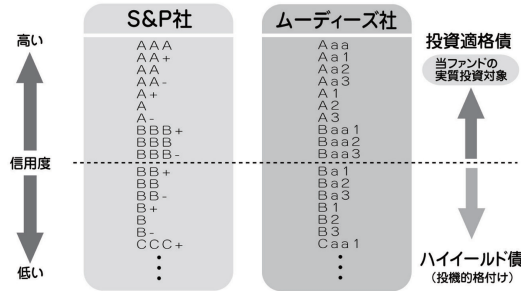
## ◆ PRUアメリカ中期社債マザーファンド ◆

### ◆主として米国の投資適格社債に投資し、米ドルベースでの安定した収益の確保を目指します。

- ・米国の投資適格社債への投資割合は純資産総額の65%以上とします。
- ・米国の国債や政府機関債等および米国以外の投資適格債にも投資する場合があります。
- ・投資する外貨建資産は、原則として米ドル建てとします。

### ◆信用度の高い「投資適格」債券に投資します。

- ・取得時において投資適格債 (BBB- (S&P社\*) または Baa3 (ムーディーズ社\*) 相当以上) に投資することを原則とします。
- ・ポートフォリオの平均格付け\*3は、原則として BBB- (S&P社) または Baa3 (ムーディーズ社) 相当以上を維持するように努めます。



スタンダード・アンド・プアーズ・コーポレーション(S&P社)	ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(ムーディーズ社)
<b>AAA(トリプル エー)</b> 債務を履行する能力はきわめて高い。 <b>AA(ダブル エー)</b> 債務を履行する能力は非常に高く、最上位の格付け「AAA」との差は小さい。 <b>A(シングル エー)</b> 債務を履行する能力は高いが、上位2つの格付けに比べ、事業環境や経済状況の悪化からやや影響を受けやすい。 <b>BBB(トリプル ビー)</b> 債務を履行する能力は適切であるが、事業環境や経済状況の悪化によって債務履行能力が低下する可能性がより高い。 BB格以下を投機的格付けといえます。 <b>BB(ダブル ビー)</b> より低い格付けの発行体ほど脆弱ではないが、事業環境、財務状況、または経済状況の悪化に対して大きな不確実性、脆弱性を有しており、状況によっては債務を期日通りに履行する能力が不十分となる可能性がある。	<b>Aaa(トリプル エー)</b> 信用力がもっとも高く、信用リスクが最小限であると判断される。 <b>Aa(ダブル エー)</b> 信用力が高く、信用リスクが極めて低いと判断される。 <b>A(エー)</b> 中級の上位で、信用リスクが低いと判断される。 <b>Baa(ビー ダブル エー)</b> 信用リスクが中程度と判断される。中位にあり、一定の投機的な要素を含む。 Ba格以下を投機的格付けといえます。 <b>Ba(ビー エー)</b> 投機的要素をもち、相当の信用リスクがあると判断される。

(S&P社およびムーディーズ社の公表された情報をもとに委託会社作成)

※1 スタンダード・アンド・プアーズ・コーポレーション

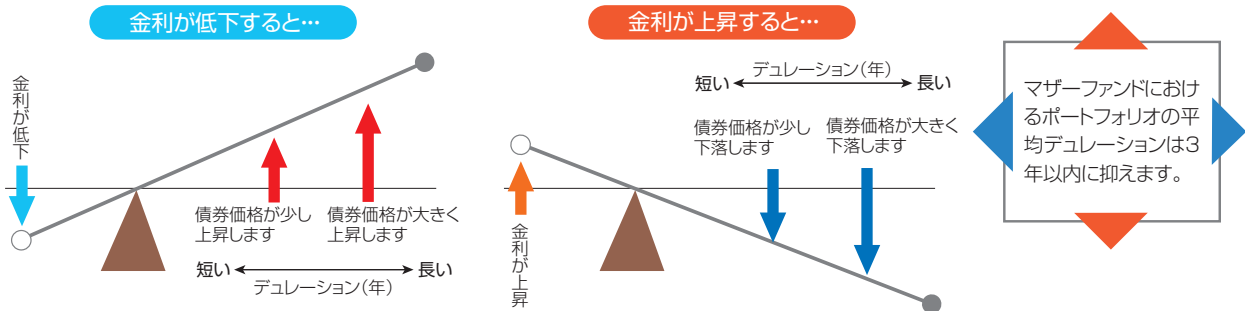
※2 ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

※3 格付けとは、債券などの元本や利子を当初に決められた条件通りに返済される確実性を評価して、それを投資の判断に利用しやすいようにアルファベットなどの記号で表示することです。S&P社、ムーディーズ社ともに国際的に活躍している代表的な格付会社です。

### ◆短いデュレーションの債券に投資し、安定した価格変動を目指します。

- ・ポートフォリオの平均デュレーションは、原則として3年以内とします。
- ・投資する個別債券のデュレーションは6年以内とします。

デュレーションとは、金利がある一定の割合で変動した場合に、債券の価格がどれくらい変化するかを示す指標です。この数値が大きいくほど、金利変動に対する債券価格の変動が大きくなります。この指標の単位は「年」で表されます。



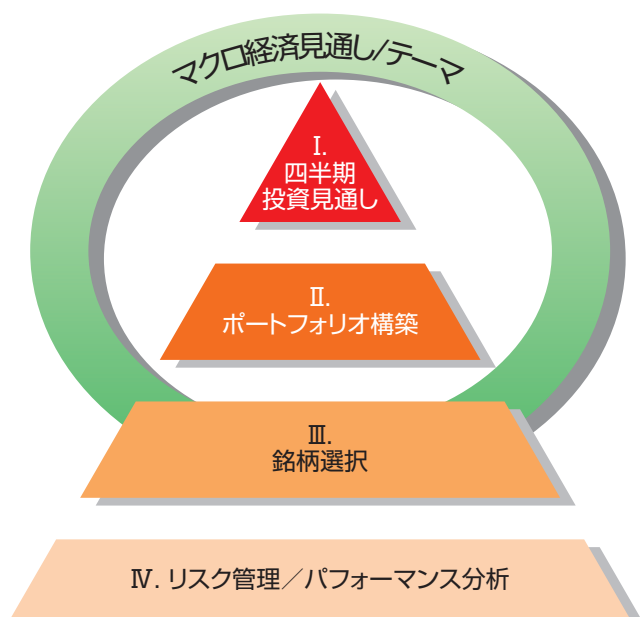
金利が低下すると債券価格は上昇します。1回の金利低下で受ける影響の度合いがそれぞれの債券のデュレーションによって異なり、デュレーションの短い債券は上昇が小さく、長い債券は大きく上昇します。

反対に、金利が上昇する場合、債券価格は下落します。1回の金利上昇で受ける影響の度合いは、デュレーションの短い債券は下落が小さく、長い債券は大きく下落します。

### ◆投資一任契約に基づいて、米プルデンシャル・インベストメント社に運用の指図に関する権限を委託します。

## ☑ ファンドの目的・特色

### 運用プロセスの概要 (マザーファンドの運用)



- I. 四半期投資見通し  
・ トップダウンによる投資及びクレジット環境見通し策定
- II. ポートフォリオ構築  
・ ポートフォリオ戦略の策定
- III. 銘柄選択  
・ セクター及び銘柄選択
- IV. リスク管理/パフォーマンス分析  
・ リスク・モニタリング及びパフォーマンス分析

### 米プルデンシャル・インベストメント社における債券運用

(1) 債券の運用額は約3,270億米ドル(約25兆円、平成23年9月末)為替1米ドル77.08円で換算

運用対象としている債券の種類は米国国債、米国投資適格社債、米国ハイールド債、米国地方債、グローバル債券、エマージング債券、短期金融商品(マネー・マーケット)等と多岐にわたっており、専門のマネージャーによる付加価値の高い債券運用サービスをご提供しております。

#### (2) 独自の信用調査と運用モデル、綿密な分析とリスク管理

独自の信用調査と運用モデルを駆使して、資産配分や割安と判断される銘柄選定を行います。さらに、リスク管理の際にも綿密な信用分析および独自のモデルを活用し、徹底したリスク管理を図ります。

#### (3) 効果の高いボトムアップ・アプローチとトップダウン・アプローチの併用

債券の種類ごと、社債の業種ごと等の相対的な価値の分析、銘柄の選定および売買執行等は、より専門的なノウハウの活かせるボトムアップ・アプローチで行います。また、投資戦略、資産配分およびリスク管理等は、グローバルで広範な視点から判断できるトップダウン・アプローチを採用しています。

#### (4) 一貫した投資プロセスで安定した投資成果の獲得

債券の種類ごとにそれぞれ専門に担当する各チームが連携して運用します。チーム運用に徹することで、運用プロセスの一貫性が保たれ、安定した投資成果の獲得につながると考えます。

## ☑ 投資リスク

### ■基準価額の変動要因

当ファンドは値動きのある有価証券に投資しますので基準価額は変動し、これらの運用による損益はすべて受益者のみなさまに帰属します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。投資信託は預貯金とは異なります。

投資に際しましては、当ファンドのリスク・留意点を十分ご理解の上お申込みください。

※なお、下記は、当ファンドの投資に際しての主なリスクです。すべてのリスクを網羅しておりませんので、ご注意ください。

### 金利変動リスク

一般的に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

### 信用リスク

公社債、コマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品の発行体が経営不振、その他の理由により利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)リスクをいいます。

一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、当該公社債等の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

### カントリー・リスク

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて海外の有価証券に投資しますが、その国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受けることにより、基準価額が下がる要因となる可能性があります。

### 為替変動リスク

一般的に、外国為替相場が対円で下落した場合には、ファンドの基準価額が下がる要因となります。

### 同一マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドによる影響

投資対象とするマザーファンドにおける資金流出入等により、当該マザーファンドの価額が下がる場合があり、ファンドの基準価額が下がる要因となります。

### ■その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

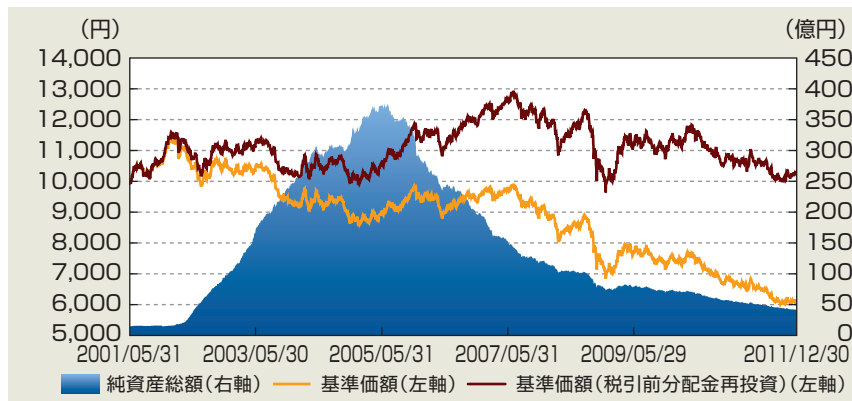
### ■リスクの管理体制

運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認はコンプライアンス部が行います。全体的な運用状況の管理は投資運用本部が行います。運用に関するリスク管理およびパフォーマンス分析については、業務統括部が行います。これらの各部の情報は、原則として月1回開催される運用会議に報告され、その内容の確認・検討が行われた後に各部にフィードバックされ、その後の業務に反映されます。

# 運用実績

(基準日:2011年12月30日)

## 基準価額・純資産の推移



(注1) 基準価額(税引前分配金再投資)は、分配金(税引前)を決算日の基準価額で全額再投資したものととして委託会社にて計算しており、実際の騰落率とは異なります(以下同じ)。  
 (注2) 基準価額の計算において信託報酬(純資産総額に対して0.735%(税込み))は控除されております。

基準価額	6,081円
純資産総額	41.84億円

※基準価額は、分配控除後です。

## 分配の推移 (1万口当たり、税引前)

2011年08月22日	30円
2011年09月20日	30円
2011年10月20日	30円
2011年11月21日	30円
2011年12月20日	30円
直近1年間累計	360円
設定来累計	4,510円

(注1) 直近5期分の分配実績を記載しております。  
 (注2) 分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

## 主要な資産の状況 (マザーファンド)

### 資産の種類

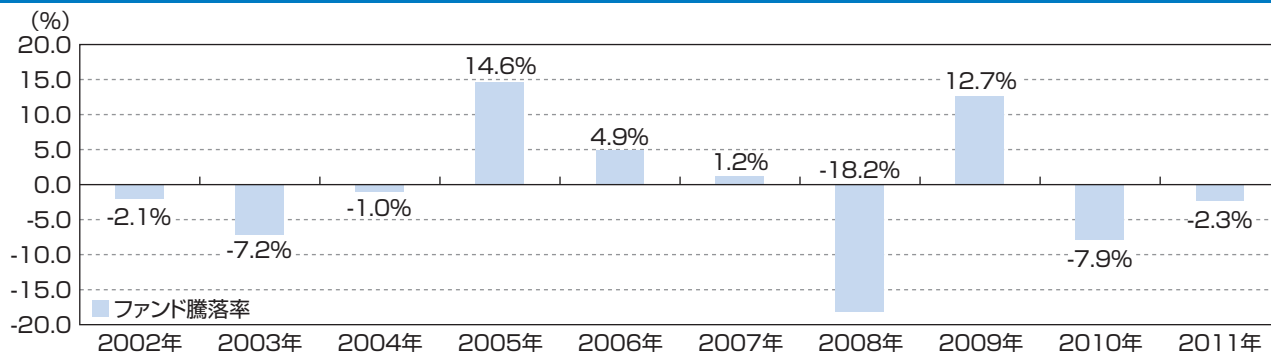
資産の種類	投資比率
国債証券	0.24%
地方債証券	0.34%
特殊債券	0.18%
社債券	86.74%
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	12.50%
合計(純資産総額)	100.00%

\*マザーファンドの運用状況です。  
 \*投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

### 組入上位10銘柄

	銘柄名	種類	通貨	クーポン	償還日	投資比率
1	GENERAL ELECTRIC CAPITAL	社債券	USD	5.900%	2014/5/13	1.85%
2	GENERAL ELECTRIC CAPITAL	社債券	USD	4.800%	2013/5/1	1.77%
3	JPMORGAN CHASE & CO	社債券	USD	3.450%	2016/3/1	1.43%
4	RIO TINTO ALCAN INC	社債券	USD	4.500%	2013/5/15	1.32%
5	GOLDMAN SACHS GROUP INC/	社債券	USD	6.000%	2014/5/1	1.32%
6	CITIGROUP INC	社債券	USD	6.500%	2013/8/19	1.26%
7	PROGRESSIVE CORP/THE	社債券	USD	6.375%	2012/1/15	1.23%
8	CITIGROUP INC	社債券	USD	5.625%	2012/8/27	1.20%
9	DOW CHEMICAL CO/THE	社債券	USD	7.600%	2014/5/15	1.20%
10	TIME WARNER CABLE INC	社債券	USD	8.250%	2014/2/14	1.17%

## 年間収益率の推移



(注1) ファンドの年間収益率は、基準価額(税引前分配金再投資)を使用して計算しております。  
 (注2) 当ファンドにはベンチマークはありません。

**※ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。  
 ※最新の運用実績は別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。**

## ☐ 手続・手数料等

### お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。
購入価額	お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が指定する期日までに、販売会社にお支払いください。
換金単位	1口単位とします。
換金価額	お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、お申込受付日から起算して5営業日目よりお支払いします。
購入・換金申込不可日	ニューヨークの銀行の休業日の場合は、申込みの受付は行いません。
申込締切時間	お申込みの取扱いは、営業日の午後3時までとさせていただきます。
購入の申込期間	平成23年8月20日～平成24年8月20日 ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	該当事項がありません。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止することがあります。
信託期間	無期限(設定日:平成13年5月31日)
繰上償還	以下の事由が生じた場合等には、繰上償還となることがあります。 ・繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎月20日(ただし、休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回、収益分配方針に基づいて分配します。 ※分配金をお受取りになる「一般コース」と分配金を自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」があります。 ※販売会社により取扱い可能なコースが異なります。
信託金の限度額	5,000億円
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	5月、11月の決算時および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通して受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

# ☑ 手続・手数料等

## ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	お申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。平成24年2月20日現在の最高料率は、 <b>2.625%(税抜2.5%)</b> です。	
信託財産留保額	ありません。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用 (信託報酬)	<b>純資産総額に対して年率0.735%(税抜0.70%)</b> ※運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産から支弁します。	
	配分	委託会社 年率0.3675%(税抜0.35%)
		販売会社 年率0.3150%(税抜0.30%)
		受託会社 年率0.0525%(税抜0.05%)
その他の費用・手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用(消費税相当額を含みます。)および受託会社が立替えた立替金の利息等は、投資信託財産からその都度支弁します。</li> <li>・目論見書および運用報告書等の作成に係る費用等 純資産総額の年0.05%を上限に、かつ当該費用の実費の額以内の額を、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産から支弁します。</li> <li>・ファンドの監査費用 純資産総額の年0.00525%(税抜0.005%)を上限とし、かつ当該費用の実費の額以内の額を、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産から支弁します。</li> </ul> ※これらの費用等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することができません。	

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10%

※上記は、平成23年12月末現在のものです。平成25年1月1日以降は10.147%となる予定です。なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

